（５）地域自治活動交付金等における世帯数報告について

地域自治活動交付金などの算定基礎資料として、自治会に加入されている世帯数の報告をお願いします。

①報告内容　　令和８年５月１日時点で自治会に加入されている世帯数

②報告様式　　様式１…町内居住者報告用
様式２…町外居住者報告用（該当がある場合のみ）

③提出締切　　**令和８年５月２９日（金）（FAX、メール可）**

※スマートフォンでの回答も可能です。
←こちらのQRコードから回答してください。

④提 出 先　　企画課町づくり推進室又は分庁総合窓口課

⑤各種交付金支払予定月と交付金の算定方法

	支払予定月	算定方法
地域自治活動交付金	６月・１１月	均等割額＋世帯数×世帯割額
保健委員交付金	１１月	＠４８０円×世帯数＋健診補助参加費
廃棄物減量等推進協議会交付金	１１月	予算÷全世帯数×集落世帯数 ※生ごみ処理協力集落は別途加算

※区長協議会定例会出席費は、11月開催予定の区長協議会定例会終了後に交付します。

【地域自治活動交付金】

基準額:５，０００円

均等割額:基準額の1割(５００円)に総世帯数を乗じて集落数で割った額

世帯割額:基準額の9割(４，５００円)

※各集落から報告があった総世帯数によって各集落に交付する金額が変動します。

【問い合わせ先】企画課　町づくり推進室　　担当：武内
電話：68－3113　FAX：68－3866　Mail：machidukuri@houki-town.jp